

○山口市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成24年3月21日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の基本原則並びに経営の許可等に係る基準及び手続その他法の施行に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(墓地等の経営の基本原則)

第3条 墓地等の経営を行う者は、利用者の安定的な利用に資するため、永続性及び非営利性を確保し、かつ、周辺的生活環境との調和に十分配慮しなければならない。

(経営の主体)

第4条 法第10条第1項の許可（以下「墓地等の経営の許可」という。）を受けて墓地等を経営しようとする者は、墓地等の適正な経営を行うことができると市長が認める者で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に

規定する宗教法人のうち、登記された事務所を3年以上市内に有している法人で、墓地又は納骨堂の経営をしようとするもの

(3) 墓地又は納骨堂の経営を目的とする公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人をいう。）で、山口市内に事務所を有するもの

（墓地等の敷地）

第5条 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）で、墓地等以外の敷地と明確に区分されているものでなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

（許可の基準）

第6条 墓地等の新設又は変更に係る許可の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、周囲の状況その他の事情から支障がないと市長が特に認めるものについては、この限りでない。

（経営の許可の申請）

第7条 墓地等の経営の許可を受けようとする者は、規則に定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、第11条第2項の通知を受けた後に行うものとする。

（経営の許可の決定等）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可の決定に際しては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(計画の事前協議等)

第9条 第7条の許可の申請をしようとする者(以下「計画者」という。)は、事前に墓地等の経営に係る計画について市長に説明をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 計画者は、周辺住民等に当該墓地等の経営に係る計画の説明をしなければならない。

3 計画者は、前項の説明を終了した後に、規則で定める方法により、市長に協議を申し出なければならない。

4 市長は、前項の協議(以下「事前協議」という。)の申出があったときは、当該計画に係る法令規制の状況等について関係機関の意見を聴くものとする。

5 市長は、この条例及び規則に定める基準並びに前項に規定する関係機関の意見に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の見地から当該計画の内容を審査し、その結果を計画者に通知するものとする。

6 前項の規定により墓地等の経営に係る計画の内容が適正である旨の通知があった場合において、当該計画の内容に錯誤若しくは大幅な計画変更の必要があると認められたとき又は当該通知で示す有効期限までに第7条の許可の申請を行わなかったときは、計画者は改めて事前協議等を行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(整備工事の着手等)

第10条 墓地等を設置しようとする者は、前条第5項の規定による計画の内容が適正である旨の通知を受けた後でなければ、墓地等の設置に係る工事（以下「整備工事」という。）に着手してはならない。

2 計画者は、墓地等の経営に係る計画及び整備工事の概要について周知を図るため、規則で定める基準により、標識を設置しなければならない。

（整備工事の完了の届出及び検査）

第11条 計画者は、整備工事が完了したときは、直ちに市長に届けて検査を受けなければならない。

2 市長は、検査の結果、当該整備工事がこの条例及び規則で定める基準に適合していると認めるときは、その旨を計画者に通知するものとする。

3 第1項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、整備工事の施工状況について検査を行うことができる。

（変更の許可の申請等）

第12条 法第10条第2項の規定による変更の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、規則に定めるところにより、市長に変更の許可の申請をしなければならない。

2 市長は、変更の内容が第5条及び第6条に規定する要件に該当しないときは、変更の許可をしてはならない。

3 変更の許可に係る申請の時期、決定、事前協議並びに整備工事の着手、完了の届出及び検査については、第7条第2項及び第8条から前条までの規定を準用する。

(廃止の許可の申請等)

第13条 法第10条第2項の規定による廃止の許可（以下「廃止の許可」という。）を受けようとする者は、事前に墓地等の廃止に係る計画について市長に説明を行い、規則で定めるところにより、市長に廃止の許可の申請をしなければならない。

2 市長は、別表第2に定める基準に適合していると認めるときでなければ、廃止の許可をしてはならない。

3 廃止の許可に係る決定については、第8条の規定を準用する。

(軽微な変更の届出)

第14条 墓地等の経営者は、法第10条第2項に規定する変更該当しない軽微な変更が生じたときは、その内容を速やかに市長に届け出なければならない。

(利用者の募集時期等)

第15条 墓地等の経営者は、墓地等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）の募集を、第8条の許可を受けた後でなければ開始してはならない。

2 墓地等の経営者は、新聞等で墓地等の利用者の募集の広告を行うときは、規則で定める内容を明示しなければならない。

(墓地等の維持管理)

第16条 墓地等の経営者及び管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等を常に清潔に保つこと。

(2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に当該措置を講ずること。

とを求めること。

(3) 老朽化し、又は破損した墓地等の構造設備の修復その他必要な措置を講ずること。

(埋葬の方法)

第17条 埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1メートル以上でなければならない。

(指導及び勧告)

第18条 市長は、第7条、第9条（第4項及び第5項を除く。）、第10条、第11条第1項、第12条（第2項を除く。）、第13条第1項、第14条又は第15条の規定に違反している者（以下「違反者」という。）に対して、当該各条に定める措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、違反者が整備工事を行っているときは、直ちに当該整備工事を中止させ、原状回復その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

3 市長は、前2項に規定するもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要と認める場合は、適切な措置を講ずるよう指導することができる。

4 市長は、前3項のいずれかの規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、これに従うよう勧告を行うことができる。

(公表等)

第19条 市長は、前条第4項に規定する勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、法第19条に規定する命令若しくは取消しをし、又は規則で定める事項を公表することができる。

(報告の徴収)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、墓地等の経営者に対し、墓地等の経営に関する報告を求めることができる。

(立入検査)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること（以下「立入検査」という。）ができる。墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けようとする区域又は施設についても、同様とする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 関係人(墓地等の経営者、管理者その他関係を有するものをいう。)は、正当な事由がない限り、第1項の規定による立入検査に協力しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前に、墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和59年山口県規則第22号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第6条関係）

墓地等の新設又は変更に係る許可の基準

墓地	<ol style="list-style-type: none"><li>1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から水平距離で50メートル以上離れた場所であること。</li><li>2 住宅、学校、病院その他の多数人の集合する地から水平距離で100メートル以上離れた場所であること。</li><li>3 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。</li><li>4 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。</li><li>5 幅1メートル以上の通路が設けられていること。</li><li>6 雨水等の排水路が設けられていること。</li><li>7 利用者が使用しやすい位置に給水施設、ごみ集積場等が設けられていること。</li></ol>
納骨堂	<ol style="list-style-type: none"><li>1 住宅、学校、病院その他の多数人の集合する地から水平距離で50メートル以上離れた場所であること。</li><li>2 出入口は、施錠できる構造であること。</li></ol>
火葬場	<ol style="list-style-type: none"><li>1 住宅、学校、病院その他の多数人の集合する地から</li></ol>



	<p>水平距離で220メートル以上離れた場所であること。</p> <p>2 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。</p> <p>3 火葬炉には、防臭、防じんの設備等環境保全上支障がない設備が設けられていること。</p>
--	--

備考 墓地に関しては、合葬墓（縁故者のいない墳墓から焼骨を改葬し、併せて埋蔵するための墳墓をいう。）を設けるよう努めること。

別表第2（第13条関係）

墓地等の廃止の許可の基準

墓地又は納骨堂	<p>1 廃止に関し規約等に定められた所要の手続を経ていること。</p> <p>2 利用者全員の同意を得ていること。</p> <p>3 改葬の手続が完了していること。</p> <p>4 墳墓、建物及びその他の施設を撤去していること。</p> <p>5 その他市長が必要と認める基準</p>
火葬場	<p>1 廃止に関し規約等に定められた所要の手続を経ていること。</p> <p>2 その他市長が必要と認める基準</p>